

# よくある質問～マイナ保険証について～

患者さんからマイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」）のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

## マイナンバーカードを健康保険証利用することで、患者側のメリットはあるの？ （何のためにマイナ保険証を使うの？）

マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意していただくことで、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられる（※）などのメリットがあります。

※ただし、同一月・同一医療機関の支払に限ります。

Q

## 従来の健康保険証はいつまで利用できますか？

令和6（2024）年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行しておりますが、12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間（※）、引き続き使用できます。また、令和6（2024）年12月2日以降は、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元がない方などには、従来の健康保険証の有効期限内に資格確認書が順次交付され、これまで通り医療にかかることができます。

※有効期限が令和7（2025）年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

Q

## マイナ保険証を利用すると自分の過去のお薬情報を確認できると聞いたけど、 どうすればいいの？お薬手帳は不要になるの？

マイナ保険証を利用すると、過去1ヶ月～5年の間（※）に処方・調剤された分のお薬情報を、自身のマイナポータルや対応する電子版お薬手帳を通して確認できます。

※電子処方箋対応の医療機関・薬局では即時～5年の間の情報を確認可能。

なお、自身で購入されたOTC医薬品などはマイナポータルで確認できないため、お薬手帳での管理が有効です。

Q

## 顔認証がうまくできません

【再度顔認証を試す場合：患者がマスクや帽子を着用している場合】  
マスクや帽子があると精度が落ちてしまうこともあるので、外して再度お試しください。

【暗証番号に誘導する場合：その他・マスク等を外してもうまくいかない場合】  
暗証番号での認証も可能です。

【対面実施に誘導する場合】  
ではこちらで確認させていただきます。（目視確認モードでの認証実施）  
※目視確認モードとは、マイナンバーカードの顔写真と患者本人が同一であるかを受付職員が目視で確認することで本人確認が可能となるモードです。  
※目視確認モードの立ち上げ方や、利用方法は、「オンライン資格確認等システム 運用マニュアル」をご確認ください。

Q

## 暗証番号を忘れました

暗証番号を忘れた場合でも、顔認証で本人確認ができれば健康保険証として利用いただけます。  
暗証番号がロックされている場合でも、顔認証付きカードリーダーで顔認証または窓口職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認が可能ですので、健康保険証として利用いただくことは可能です。  
暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の番号）の初期化・再設定を行ってもらう必要があります。

# よくある質問～マイナ保険証について～

患者さんからマイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」）のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

## 毎回受付する必要があるの？

はい。受付は毎回お願いしています。  
マイナ保険証で、患者さんの保険資格や医療情報等の閲覧同意について確認させていただいています。

Q

## 診療／薬剤情報、特定健診等情報などの情報提供に同意するとどうなるの？

診療/薬剤・特定健診等情報などの提供に同意いただくと、医師や薬剤師などに共有されるため、情報に基づいたより良い医療を受けることができるなどのメリットがございます。

Q

## マイナンバーカードのICチップから医療（病歴、投薬等）情報まで筒抜けになってしまうことはないですか。

マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることではじめて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。

Q

## マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

マイナンバーカードは、銀行のキャッシュカードやクレジットカード等と同じように扱うことができます。万が一、落としたり、なくしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）で一時停止を受け付けています。

なお、マイナンバーカードは、ICチップの中を無理やり読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、悪用することもできません。安心してお使いください。また、マイナンバーカードは、居住する市区町村で再発行できます。

Q

## 「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、医療機関等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人の下に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、医療機関等の資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新を行うようアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方は、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置をおこなっています。ただしこの際、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

Q

## 「利用者証明用電子証明書」とはなんですか？

利用者証明用電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する電子証明書です。健康保険証利用時、本人確認として「暗証番号の入力」を選択した際には利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁のパスワードをご入力いただけます。

利用者証明用電子証明書により、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付等）